

広島県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、臨  
港道路海田大橋の通行料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	主たる事務所の 所在地	委託した年月日 (委託期間)
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 広島高速道路公社 理事長 高井 巖	広島市東区温品一丁目八番 二二三号	平成二九年三月三一日 (平成二九年四月一日) 平成三〇年三月三一日
株式会社ロードマックス 代表取締役 澤田 英治	広島市南区東本浦町一〇番二 二二号	平成二九年三月二七日 (平成二九年四月一日) 平成三四年三月三一日